

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-1-4
許認可等の種類	労働金庫の認可効力の延長の承認			
根拠法令条例等・条項	労働金庫法第91条の3、労働金庫法施行令第11条第1項第2号、労働金庫法施行規則第84条			
許認可等の概要	法の規定による認可を受けた日から6ヵ月以内に許可事項を実行しないときは当該認可の効力を失うが、やむを得ない理由がある場合の承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定（審査基準が法令の定め尽くされているもの）</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法施行規則第84条第2項</p> <p>(1) 法の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実施することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。</p> <p>(2) 合理的な期間内に当該認可を受けた事項を実施することが見込まれること。</p> <p>(3) 当該認可の際に審査の基礎となつた事項について当該認可を受けた事項の実施までに重大な変更がないと見込まれること。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>労働金庫法施行規則第157条第1項及び第2項(標準処理期間)</p> <p>1か月以内</p>			
期間の制定根拠	—			